

諮問番号 令和8年諮問第1号

答申番号 令和8年答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、却下されるべきである。

第2 事案の概要

本件は、東大阪市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和6年11月14日付で行った令和2年度から令和6年度までの固定資産税・都市計画税（土地・家屋）更正決定処分（以下「本件処分」という。）について、処分庁が、過去に本件処分の対象となっている土地に係る私道の面積につき正確な測量を行わず、過小に測量をした結果、誤った固定資産税を賦課したとして、令和6年度から過去20年に遡って賦課処分の更正を行い、更正に基づく還付を求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め

- (1) 地方税法第17条の5第1項は、「更正又は決定は、法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日。以下この条及び第18条第1項において同じ。）の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない。加算金の決定をすることができる期間についても、また同様とする。」と規定する。
- (2) 地方税法第348条第2項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課する

ことができる。」と規定し、同項第5号において「公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地」としている。また、都市計画税に関しては、地方税法第702条の2第2項が「前項に規定するもののほか、市町村は、第348条第2項から第5項まで、第7項若しくは第9項又は第351条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。」と規定する。

- (3) この点、東大阪市税条例第45条第1項は、「法第348条第2項各号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところによって、申告書を市長に提出しなければならない。」と規定し、東大阪市税条例施行規則第13条第1項は、「条例第45条第1項の規定による申告書は、法第348条第2項各号の固定資産について同項本文の規定に該当することとなった日から30日以内に、市長に提出しなければならない。」と規定する。
- (4) また、国家賠償法第1条第1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定する。

2 処分内容及び理由

処分庁は、令和6年11月14日に、審査請求人に対し令和2年度から令和6年度までの各年度の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）更正決定通知書を送付して、審査請求人が所有する土地のうち、私道部分について、5か年度分の固定資産税及び都市計画税を非課税として更正する処分を行った。なお、いずれの処分もその理由として「公衆用道路非課税」と記載されている。

3 審理員による審理手続及び当審査会の調査審議の経過

令和7年1月15日 審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定により
令和6年11月14日に処分庁によって行われた

	本件処分に対する審査請求を行った。
同年 1 月 3 0 日	審理員が指名された。
同年 3 月 5 日	処分庁から弁明書が提出された。
同年 4 月 2 2 日	審査請求人から反論書が提出された。
同年 5 月 1 4 日	処分庁から再弁明書が提出された。
同年 1 0 月 1 7 日	審理員から審理員意見書が提出された。
令和 8 年 1 月 2 0 日	当初の審査請求人の妻から審査請求人の地位を承継した旨の届出があった。
同年 3 月 2 日	審査庁から当審査会に諮問があった。
同年 4 月 9 日	本件処分に係る 1 回目の会議（第 3 7 回審査会）を開催した。固定資産税課への意見聴取を実施した。
同年 5 月 2 8 日	本件処分に係る 2 回目の会議（第 3 8 回審査会）を開催した。

第 4 審理員意見書の要旨

1 審理員の意見の結論

本件審査請求は、却下ないし棄却されるべきである。

2 審理段階における審理関係人の主張

(1) 審査請求人

令和 6 年 1 月 5 日付の新家屋建築のため、東大阪市●●町○番○の土地を、●●町○番○、●●町○番△及び●●町○番□に分筆後、処分庁に対し、位置指定道路として「固定資産税 都市計画税非課税適用（取消）申告書」（以下「非課税適用申告書」という。）を提出し、これらの土地の道路部分について非課税が適用された。

そもそも、位置指定道路は、昭和 4 6 年 2 月に認定され非課税適用となって

いるが、上記の申告により、過小に非課税適用となっていたことが判明した。

よって、処分庁が、当時において位置指定道路の面積につき、正確な測量を行わず、過小に非課税適用をした結果、長期にわたり誤った固定資産税・都市計画税を賦課し、審査請求人の財産を搾取してきたことは明らかであることから、国家賠償法による遡及期間 20 年を適用し、本件処分を更正し、還付を行うべきである。

(2) 処分庁

東大阪市税条例第 45 条及び東大阪市税条例施行規則第 13 条で非課税の申告の義務を定めているが、これは非課税の範囲が多岐にわたり、処分庁職員だけでは現状の把握が困難という実情があるためである。特に公衆用道路非課税のうち土地の一部が私道として使用されているケースでは、道路面積の確定や非課税・課税道路の判定、駐車場など道路以外の使用に供されていないかの確認、道路部分の地代の徴収の有無等、調査事項が多く外見のみで判断できないため、非課税適用申告書の提出により適正な事務処理を図っているところである。

地方税法第 408 条では固定資産の実地調査が規定されているが、細部にまでわたって綿密な調査は困難であるため、現況の変化があった場合にそのことを確認する程度の調査を行うことで法の要請は満たされているとされている。

一方、今回の私道部分の認定にあたり実地調査を行ったが、西側にある●●町○番○、○番△、○番□との境界が不明確であり、道路部分の面積の特定が困難であった。また金属製の U 字型のポールが立っているなど、何らの制限を設けていない私道とは必ずしも言い切れない現状であった。よって同条に規定されている実地調査によっても、当該土地の私道面積を把握し、非課税認定できなかったことに故意又は過失はない。

3 審理員による争点整理

審理員は、次の３点を本件審査請求における争点として整理したと解される。

(１) 争点１（令和２年度から令和６年度までの更正処分について）

上記処分につき、違法又は不当な点があるか。

(２) 争点２（令和元年度以前の更正処分について）

地方税法第１７条の５第１項の規定に照らし、法定納期限の翌日から起算して５年を経過した日以後の期間となるため、上記年度以前の更正処分を行わないことに違法又は不当な点があるか。

(３) 争点３（国家賠償法による還付請求について）

国家賠償請求に係る審査請求人の主張を審査請求において争うことができるか。

４ 審理員意見の理由

(１) 争点１（令和２年度から令和６年度までの更正処分について）

審査請求人は、反論書において、非課税適用とした私道の面積が１２５．３２㎡であることを認めており、令和２年度から令和６年度までの各年度分の更正処分による減額後の税額は争っていないと解されるため、当該更正処分に違法又は不当な点はない。

(２) 争点２（令和元年度以前の更正処分について）

更正又は決定は、法定納期限の翌日から起算して５年を経過した日以後においては、することができないとする地方税法の規定（地方税法第１７条の５第１項）があり、その旨処分庁担当課職員が、審査請求人に説明を行ったことが認められる。なお、更正することができる期間内であったとしても、当該道路内に、道路の使用を制限している箇所があったり、通り抜けができない状況であることから、非課税認定とすべき要件を欠いているため、当該処分をできないとする判断に影響を及ぼさない。

(３) 争点３（国家賠償法による還付請求について）

国家賠償請求における公務員の故意又は過失による損害の賠償と、審査請求における処分の取消し等を求める当該処分の違法性・不当性は別の問題であり、国家賠償請求に係る審査請求人の主張は、審査請求において争うことができず、不適法だと判断する。

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

審査会における調査審議段階での、審査関係人の主張は、なかった。

第6 審査会の判断の理由

行政庁の処分に不服がある者は、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができる（行政不服審査法第2条）。不服がある者とは、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、行政事件訴訟法第9条に規定する原告適格を有する者の具体的範囲と同様と解されており、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者と解されている（最高裁判所昭和53年3月14日第三小法廷判決・民集32巻2号211頁）。

本件審査請求において、審査請求人は、国家賠償法を根拠として、過去20年間に遡及して賦課処分の更正による還付を行うべきであるから、本件処分に不服があるとして、本件審査請求を行った（審査請求書）。

しかしながら、本件処分で処分庁が公衆用道路と認定した125.32㎡に対する非課税について争いはなく（令和7年4月22日受理の審査請求人の審理員宛て書面）、審査請求人は本件処分によって減額された令和2年度から令和5年度までの固定資産税・都市計画税の還付金を既に受領している（当審査会の調査）。また、令和6年度は、未到来納期の税額で既に調整されている。これらの事情によれば、審査請求人は、本件処分における公衆用道路の認定面積及びこれに基づく減額内容自体を争っているものではなく、本件処分の対象期間である令和2年度から令和6年

度までの固定資産税・都市計画税については、その取消し又は変更により回復されるべき法律上の利益を有するとは認められない。

また、審査請求書に記載の請求の趣旨について、審査会としては、国家賠償法を根拠とした損害賠償の求めであると解さざるを得ず、これは行政不服審査制度の枠外のものである。さらに、それが固定資産税・都市計画税の更正処分を求めるものと解しても、本件事項においては、固定資産税・都市計画税の更正処分は、地方税法第17条の5第1項の規定により法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においてはすることができず、審査請求人が求める20年間遡及した更正は、法制度上実現し得ない。

以上のことから、本件審査請求は、いずれにせよ審査請求の要件を欠くものであり、不適法であるから却下すべきである。

第7 まとめ

審査会は、前記の理由から、審査請求人に対する固定資産税・都市計画税の更正決定処分に係る審査請求については、不適法であるため却下すべきと判断する。

よって、本件審査請求について、国家賠償請求に関する部分以外の部分について棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は妥当でなく、第1記載のとおり答申する。

第8 付言

なお、審査会の判断は上記のとおりであるが、職権で次のとおり付言する。

今回のように、国家賠償法に基づく訴えなど、行政不服審査制度の枠組みでは取り扱えない請求があった場合は、審理員の審理段階で審査請求人に十分に説明するなどされたい。

令和8年7月3日

東大阪市行政不服審査会

会長 上 崎 哉

委員 八 木 正 雄

委員 橋 元 紀 子

以 上